

2 中経第 7 7 5 号
令和 2 年 7 月 1 6 日

島根県農業協同組合中央会代表理事会長 殿

中国四国農政局長

令和 2 年 7 月 3 日からの大雨による災害に対する金融上の措置について

今回の令和 2 年 7 月 3 日からの大雨による被害により災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された島根県江津市内の被災者に対し、状況に応じ以下の金融上の措置を適切に講じるよう貴会会員農業協同組合に対し指導願いますよう要請します。

なお、今後、災害救助法の適用地域が追加された場合も同様に金融上の措置を適切に講じるよう指導願います。

I 信用事業

- 1 貯金証書、通帳を紛失した場合でも、災害被災者の被災状況等を踏まえた確認方法をもって貯金者であることを確認して払戻しに応ずること。
- 2 届出の印鑑のない場合には、拇印にて応ずること。
- 3 事情によっては、定期貯金、定期積金等の期限前払戻しに応ずること。
また、当該貯金等を担保とする貸付にも応ずること。
- 4 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができることとすること。
- 5 今回の災害のため支払いができない手形・小切手について、不渡報告への掲載及び取引停止処分に対する配慮を行うこと。
- 6 損傷した紙幣や貨幣の引換えに応ずること。
- 7 国債を紛失した場合の相談に応ずること。
- 8 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、融資審査に際して提出書類を必要最小限にする等の手続きの簡便化、融資の迅速化、既存融資にかかる返済猶予等の貸付条件の変更等、災害の影響を受け

ている顧客の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。

- 9 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の手続き、利用による効果等の説明を含め、同ガイドラインの利用に係る相談に適切に応ずること。
- 10 休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。
また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において貯金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。
- 11 1から10までに係る措置について実施店舗にて店頭掲示等を行うとともに、可能な限り顧客に対し広く周知するよう努めること。
- 12 営業停止等の措置を講じた営業店舗名等、及び継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、顧客に周知徹底すること。

II 共済事業

- 1 共済金の支払、共済掛金の支払猶予等に関する措置
 - (1) 共済証書等を紛失した共済契約者については、申出の共済契約内容が確認できれば、可能な限りの便宜措置を講ずること。
 - (2) 災害被災者の共済金の支払、共済約款に基づく貸付等については、できる限り迅速に行うよう配慮するとともに、共済掛金の払込みについては、共済契約者の被災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。
 - (3) (1) 及び (2) に係る措置について実施店舗にて店頭掲示等を行うとともに、可能な限り共済契約者に対し広く周知するよう努めること。
- 2 業務停止等における対応に関する措置
共済事業に関する業務停止等（以下「業務停止等」という。）の措置を講じた場合、業務停止等を行う店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、顧客に周知徹底すること。

2 中経第 7 7 5 号
令和 2 年 7 月 1 6 日

農林中央金庫岡山支店長 殿

中国四国農政局長

令和 2 年 7 月 3 日からの大雨による災害に対する金融上の措置について

今回の令和 2 年 7 月 3 日からの大雨による被害により災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された島根県江津市内の被災者に対し、状況に応じ以下の金融上の措置を適切に講じるよう貴会会員農業協同組合に対し指導願いますよう要請します。

なお、今後、災害救助法の適用地域が追加された場合も同様に金融上の措置を適切に講じるよう指導願います。

- 1 貯金証書、通帳を紛失した場合でも、災害被災者の被災状況等を踏まえた確認方法をもって貯金者であることを確認して払戻しに応ずること。
- 2 届出の印鑑のない場合には、拇印にて応ずること。
- 3 事情によっては、定期貯金、定期積金等の期限前払戻しに応ずること。
また、当該貯金等を担保とする貸付にも応ずること。
- 4 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができることとすること。
- 5 今回の災害のため支払いができない手形・小切手について、不渡報告への掲載及び取引停止処分に対する配慮を行うこと。
- 6 損傷した紙幣や貨幣の引換えに応ずること。
- 7 国債を紛失した場合の相談に応ずること。
- 8 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、融資審査に際して提出書類を必要最小限にする等の手続きの簡便化、融資の迅速化、既存融資にかかる返済猶予等の貸付条件の変更等、災害の影響を受け

ている顧客の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。

9 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の手続き、利用による効果等の説明を含め、同ガイドラインの利用に係る相談に適切に応ずること。

10 休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。

また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において貯金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。

11 1から10までに係る措置について実施店舗にて店頭掲示等を行うとともに、可能な限り顧客に対し広く周知するよう努めること。

12 営業停止等の措置を講じた営業店舗名等、及び継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、顧客に周知徹底すること。

2中経第775号
令和2年7月16日

全国共済農業協同組合連合会島根県本部長 殿

中国四国農政局長

令和2年7月3日からの大雨による災害に対する金融上の措置について

今回の令和2年7月3日からの大雨による被害により災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された島根県江津市内の被災者に対し、状況に応じ以下の金融上の措置を適切に講じるよう貴会会員農業協同組合に対し指導願いますよう要請します。

なお、今後、災害救助法の適用地域が追加された場合も同様に金融上の措置を適切に講じるよう指導願います。

1 共済金の支払、共済掛金の支払猶予等に関する措置

- (1) 共済証書等を紛失した共済契約者については、申し出の共済契約内容が確認できれば、可能な限りの便宜措置を講ずること。
- (2) 災害被災者の共済金の支払、共済約款に基づく貸付等については、できる限り迅速に行うよう配慮するとともに、共済掛金の払込みについては、共済契約者の被災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。
- (3) (1) から (2) までに係る措置について実施店舗にて店頭掲示等を行うとともに、可能な限り共済契約者に対し広く周知するよう努めること。

2 業務停止等における対応に関する措置

共済事業に関する業務停止等（以下「業務停止等」という。）の措置を講じた場合、業務停止等を行う店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、顧客に周知徹底すること。